

三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設の見直しの方向性について

法施行令改正により影響を受けるボイラー に対する条例の検討案

A案

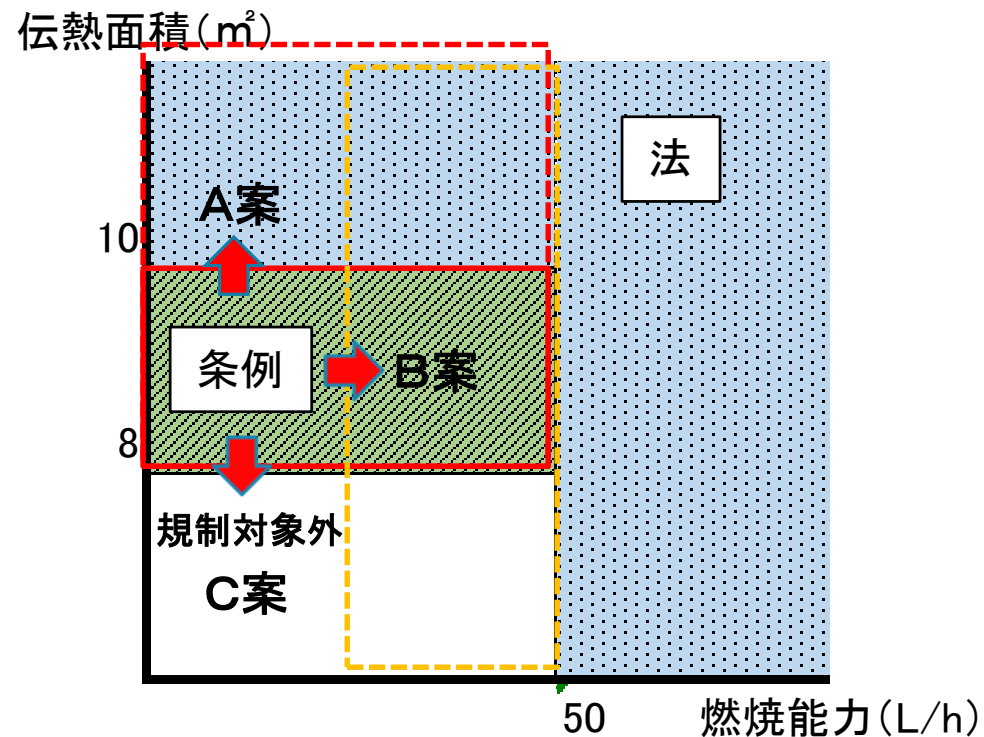
条例施行規則の伝熱面積要件の上限を撤廃し、8m²以上のボイラーに対して規制

B案

条例施行規則の伝熱面積要件を撤廃し、新たに燃焼能力による規模要件を規定

C案

条例施行規則で定める指定施設からボイラーを除外



法施行令改正により影響を受けるボイラー に対する条例の検討案

	A案	B案	C案
利点	<ul style="list-style-type: none">・現行の規制と同様の規制となり、大気汚染物質の排出抑制が引き続き図られる	<ul style="list-style-type: none">・国の調査結果と整合 <p>※伝熱面積・燃焼能力区分毎の排出ガス量合計値では国の調査結果と異なる傾向が見られた</p>	<ul style="list-style-type: none">・国の調査結果と整合 <p>※伝熱面積・燃焼能力区分毎の排出ガス量合計値では国の調査結果と異なる傾向が見られた</p>
課題	<ul style="list-style-type: none">・国の調査結果と不整合が生じ得るため地域特性を踏まえた説明が必要 <p>※伝熱面積・燃焼能力区分毎の排出ガス量合計値では国の調査結果と異なる傾向が見られた</p>	<ul style="list-style-type: none">・規模要件にどのような燃焼能力を設定するか要検討・これまでに規制対象とならなかった施設の把握・周知方法	<ul style="list-style-type: none">・規制対象外施設による大気汚染物質の排出量増大の懸念がある

今後の大気部会でのスケジュール案

令和4年5月	<u>三重県環境審議会大気部会(第1回)</u>
7月	<u>三重県環境審議会大気部会(第2回)</u>
8月	パブリックコメント
9月	<u>三重県環境審議会大気部会(第3回)</u>
10月	改正法施行令の施行(令和4年10月1日) 三重県環境審議会
12月以降	条例規則改正